

■個人情報の保護に関する事項

- (1) 公益財団法人山梨県下水道公社の個人情報の保護に関する要綱第15条第1項の開示、第28条第1項の訂正等又は第35条第1項の利用停止等（以下「開示等」という。）の求めの申出先

笛吹市石和町東油川字北畑417

公益財団法人山梨県下水道公社事務局 TEL055-263-2738

（ただし、山梨県県民情報センター経由する場合も可）

- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の申出の方式

- ①開示申出・・・次の事項を記載した開示申出書を提出
 - ・開示申出をする者の氏名及び住所
 - ・保有個人情報が記録されている文書の名称等
- ②訂正申出・・・次の事項を記載した訂正申出書を提出
 - ・訂正申出をする者の氏名及び住所
 - ・保有個人情報の開示を受けた日
 - ・訂正申出の趣旨及び理由
- ③利用停止申出・・・次の事項を記載した利用停止申出書を提出
 - ・利用停止申出をする者の氏名及び住所
 - ・保有個人情報の開示を受けた日
 - ・利用停止申出の趣旨及び理由

- (3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法

- ・本人の場合・・・運転免許証、健康保険の被保険者証及び住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示
- ・代理人の場合・・・運転免許証、健康保険の被保険者証及び住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示
戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を提出

- (4) 第16条第1項の開示の実施に係る費用の額及び徴収方法

- ・公益財団法人山梨県下水道公社の情報公開に関する要綱第18条の2において定める額を納付

- (5) 公社における個人情報の取扱に関する苦情の申出先及び公社を所管する山梨県の部署の連絡先

- ・苦情の申出先・・・甲府市丸の内一丁目8-17
山梨県県民情報センター TEL055-223-1408
- ・公社所管部署・・・甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県県土整備部都市計画課下水道室

TEL055-223-1725